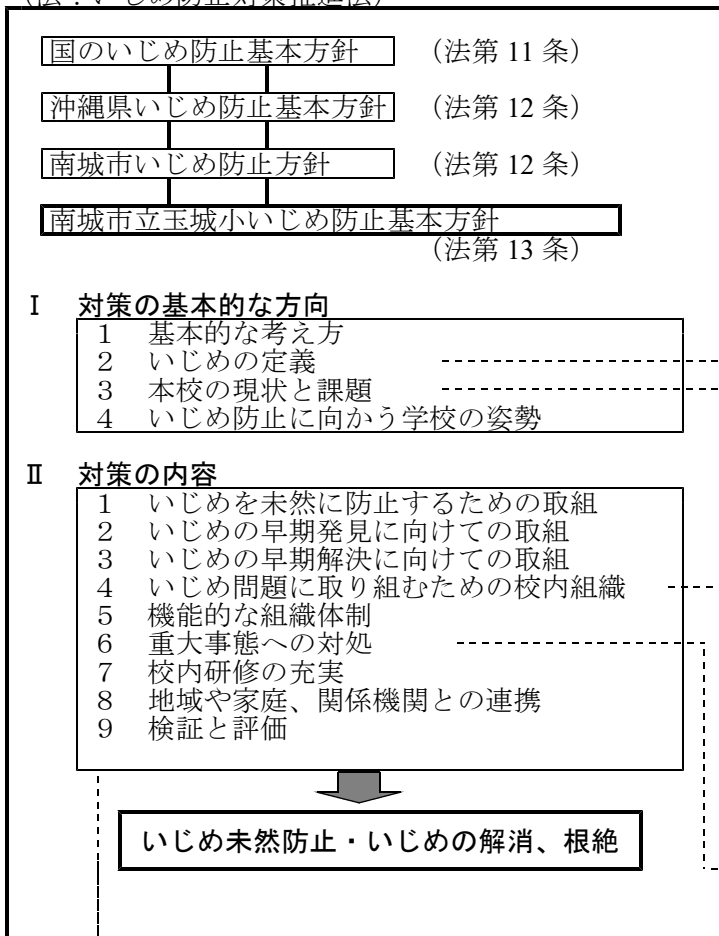


(法：いじめ防止対策推進法)



いじめの定義 (法第2条)

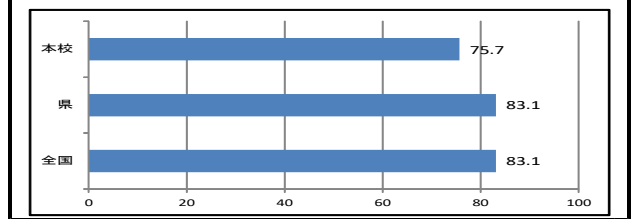
「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

いじめの禁止 (法第4条)

「児童等は、いじめを行ってはならない。」

本校児童の実態 (H28全国学力・学習状況調査結果より)

本校児童は、「どんな理由があってもいじめはいけないことだと思う」割合は全国、県よりも低い。(H28、4月 6年生対象に実施)

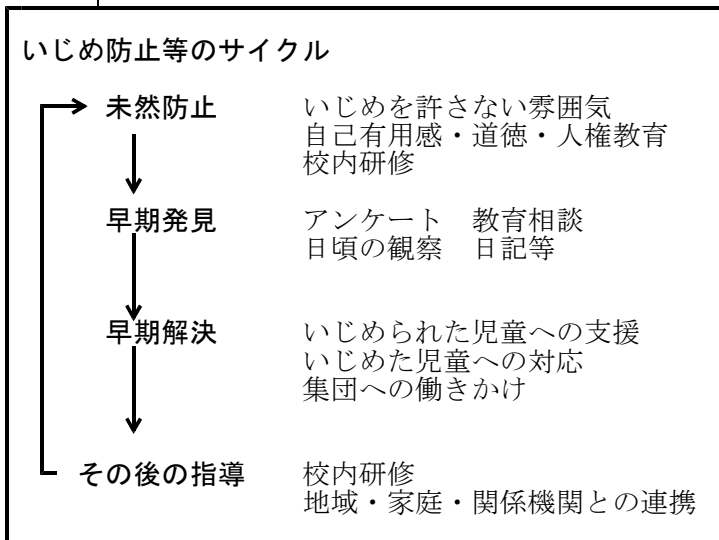


生徒指導委員会 (法第22条)

開催日 毎月第1金曜
 基本構成員
 校長 教頭 教務
 全学級担任 (兼生徒指導主任・教育相談・人権教育担当) 養護教諭、地区教育相談員

校内組織との連携

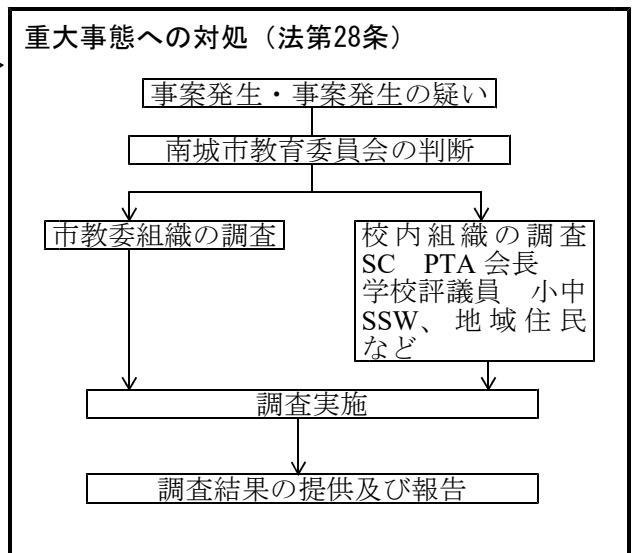
校務会 (三者会)
 学年会
 ケース会議



いじめの調査

定期的な調査… QUテスト、学校評価、学校生活アンケート (5年間保存)
 臨時的な調査… いじめアンケート教育相談

いじめが起こらない風土づくり



授業改善を中核とした「わかる授業」の構築
 生徒指導三機能を生かした学級づくり

- ・自己決定の場を与える学級づくり
- ・自己存在感を与える学級づくり
- ・共感的人間関係を育む学級づくり